

## 東紀州環境施設組合公告第2号

令和6年7月17日

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、応募者の募集を行うので公告する。

### 記

#### 1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務委託名 東紀州広域ごみ処理施設整備事業 設計・施工監理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務場所 発注者が指定する場所
- (5) 見積限度額 253,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
年度割額は契約協議により決定するものとする。

#### 2 公募型プロポーザル参加資格要件

- (1) プロポーザル参加申請書の提出日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 組合構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町のいずれか）の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - ウ 組合構成市町の建設工事等に係る資格（指名）停止措置要領等に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
  - オ 「東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づく措置要件に該当する者でないこと。
  - カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (2) 過去10年間（平成26年4月1日以降）において、元請けとして同種業務の完了実績（※1）を有すること。
- (3) 別紙「仕様書」のとおり、管理技術者、主任技術者、プラント担当技術者、土木・建築担当技術者、運営モニタリング準備担当技術者のそれぞれに資格または実績を有する技術者を配置できること。

※1 「同種業務の完了実績」は、平成26年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	過去10年間（平成26年4月1日以降）に地方自治体（一部事務組合を含む）がDBO方式又はPFI方式により発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設（59t/日以上、全連続燃焼式の焼却施設に限る）における設計・施工監理業務
------	--

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

東紀州環境施設組合 業務係

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号

TEL 0597-49-0080

FAX 0597-49-0081

E-mail higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

#### (2) プロポーザル参加申請書等の提出

##### ア 提出先

(1) に同じ

##### イ 提出期限

令和6年7月31日（水）午後5時まで

##### ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。

#### (3) 提案書及び見積書の提出

##### ア 提出先

(1) に同じ

##### イ 提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時まで

##### ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。

### 4 審査及び優先交渉権者の決定

提出された提案書等について、「東紀州広域ごみ処理施設整備事業 設計・施工監理業務委託プロポーザル審査委員会」において、審査を実施し、最も優れている提案者を優先交渉権者として決定し、契約締結に向けた手続を行う。

#### (1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

実施日 令和6年8月下旬～9月上旬 ※参加資格確認結果と併せて通知

実施会場 〒519-3616 三重県尾鷲市中村町10-41

尾鷲市立中央公民館 3階大会議室 【予定】

(2) 評価基準

別紙「評価基準」による。

(3) 優先交渉権者の決定

ア 提出された提案書等を審査し、総得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 応募者の得点は各委員の採点を合算し、委員数で除した値とする。

ウ 最低基準点を 50 点（配点合計の 5 割）とし、総得点が最低基準点に満たない者は、優先交渉権者として決定しない。応募者が 1 者の場合は、審査項目「参考見積」を除いた得点が 40 点（審査項目「参考見積」を除く配点合計（80 点）の 5 割）に満たなければ優先交渉権者として決定しない。

エ 応募者の得点が同点であった場合は、各審査項目の得点を参考に審査委員会委員の合議により優先交渉権者を決定する。

オ 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな優先交渉権者として手続を行うものとする。

カ 応募者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

5 注意事項

(1) 提出されたすべての書類は返却しない。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限までに提案書等が提出されない場合

イ 提案書等に虚偽の記載があった場合

ウ 正当な理由がなく、審査に不参加又は遅刻した場合

(3) 本プロポーザルに係るすべての費用は応募者の負担とする。

6 その他

(1) その他詳細

「東紀州広域ごみ処理施設整備事業 設計・施工監理業務委託プロポーザル実施要領」による。